

京都府公立大学法人役員報酬等規程

平成20年4月1日
京都府公立大学法人規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

ただし、法人の教職員が役員を兼ねる場合においては、京都府公立大学法人教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）を適用する。

- (1) 理事長 月額 223,500円
- (2) 副理事長 理事長が定める額
- (3) 理事 理事長が定める額

(非常勤の理事等の報酬)

第3条 非常勤の理事及び監事（以下「非常勤の理事等」という。）については、前条の規定に関わらず、月額30,000円及び通勤に要する費用とする。

(非常勤の理事等の通勤に要する費用)

第4条 非常勤の理事等の通勤に要する費用については、京都府公立大学法人教職員旅費規程（以下「教職員旅費規程」という。）の定めるところによる。

(報酬の支給日)

第5条 第2条に規定する報酬の支給日は、教職員給与規程第12条に準じる。

- 2 前項の規定に関わらず、非常勤の理事等の報酬及び通勤に要する費用については、非常勤の理事等が業務を執行した日の属する月の翌月における教職員給与規程第12条に規定する日に支給する。

(報酬の支払方法)

第6条 役員報酬の支払は、教職員給与規程の例による。

(役員を兼ねる教職員の退職手当の取扱い)

第7条 法人の役員を兼ねる教職員の退職手当は、京都府公立大学法人教職員退職手当規程を適用する。

(旅費)

第8条 役員旅費は、役員を教職員旅費規程第2条第2項に規定する指定職の職務にある者とみなして、同規程の規定を適用して旅費を支給する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員報酬等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月17日規程4-1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。